

議第 54 号

財産の譲与について

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産

下呂市馬瀬南部研修センターの建物及び土地
(詳細は別紙のとおり)

2. 譲与する相手方

下呂市馬瀬惣島 1507 番地
惣島区(認可地縁団体) 代表者 二 村 忠 秀

3. 譲与する理由

下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するもの。

4. 譲与する日

平成 31 年 4 月 1 日

平成 31 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるもの。

別紙

【土地】

所在地番	登記地目	登記地積
下呂市馬瀬惣島字見座垣内 1707 番 3	雑種地	10 m ²
下呂市馬瀬惣島字見座垣内 1709 番 2	雑種地	12 m ²
下呂市馬瀬惣島字見座垣内 1709 番 3	雑種地	161 m ²
下呂市馬瀬惣島字見座垣内 1710 番	雑種地	360 m ²
下呂市馬瀬惣島字見座垣内 1713 番 2	雑種地	145 m ²
下呂市馬瀬惣島字見座垣内 1716 番 2	雑種地	656 m ²
下呂市馬瀬惣島字見座垣内 1717 番 2	雑種地	211 m ²
下呂市馬瀬惣島字見座垣内 1717 番 3	雑種地	523 m ²

【建物】

所在地	建物名称	構造	延べ床面積
下呂市馬瀬惣島1710番地	下呂市馬瀬南部研修センター	木造平屋建て	396.90 m ²